

令和6年5月27日開催

新庄市農業委員会第12回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和6年5月）議事録

1. 開催日時 令和6年5月27日（月）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（19名）

1番	浅沼	玲子	2番	笹	行也
3番	松田	浩一	4番	早坂	浩樹
5番	指村	貞芳	6番	森	良一
7番	下山	秀一	8番	奥山	久
9番	中鉢	浩	10番	五十嵐	成生
11番	田宮	成彦	12番	齋藤	謙二
13番	星川	吉和	14番	伊藤	和彦
15番	三原	幸一	16番	星川	秀男
17番	星川	豊	18番	佐藤	喜代志
19番	高山	光弥			

4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 37 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 38 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 39 号 農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 5 議案第 40 号 農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議案第 41 号 農用地利用集積等促進計画（移転）の要請について
- 日程第 7 報告第 28 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第 8 報告第 29 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 9 報告第 30 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

事務局長	大江 周	局長補佐	鏡 彰 広
主任	八 鍬 貴 征	主任	結 城 美 緒

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和6年度新庄市農業委員会第12回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は19名です。欠席通告者はありません。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第12回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に5番指村貞芳委員と16番星川秀男委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八鍬貴征さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区4件、稲舟地区2件、萩野地区4件、八向地区8件、計18件ございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区1番につきまして、5月18日に調査確認しました。対価について双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区2番につきまして、貸人に5月19日、借人に5月18日に調査確認しました。対価について双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区3番につきまして、5月16日に調査確認しました。譲渡人の土地が譲受人の土地の中にあります。譲渡人は農業をしておらず、住所地も離れていることから今回贈与ということで話がまとまりました。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区4番につきまして、5月20日に調査確認しました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区1番につきまして、5月19日に調査確認しました。貸人が農業ができないため借人に相談をしたところ賃借となりました。対価について双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区2番につきまして、5月19日に調査確認しました。譲渡人の土地の近くに譲受人の土地があり売買となりました。対価について双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○8番

萩野地区1番につきまして、譲渡人に5月19日、譲受人に5月20日に調査確認しました。この土地にはニラやワラビを作付けするとのことです。対価について双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○8番

萩野地区2番につきまして、譲渡人に5月19日、譲受人に5月20日に調査確認しました。昨年許可申請をした時も無償であり、今回も無償だそうです。問題ないと判断しま

したので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区3番につきまして、5月19日に調査確認しました。借人は新規就農者として稲作や野菜を栽培するそうです。対価について双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区4番につきまして、5月19日に調査確認しました。同一世帯の親子間での使用貸借であり、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、5月18日に調査確認しました。貸人は現在県外に居住しています。これまで借りていた人が亡くなったため、親戚であり農業をしている借人が借りるということになりました。対価も双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区2番につきまして、5月17日に調査確認しました。この土地は譲受人の家の裏の土地であり利便性が良く、使い勝手が良いということから売買となりました。単価が高いのではないかと確認をしたところ、使い勝手が良く前々から話していたこともあり問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区3番につきまして、5月17日に調査確認しました。貸人が病気により入院をしたため、借人に1年間の耕作を依頼したところ受けてくれることになりました。対価について双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区4番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区4番につきまして、5月17日に調査確認しました。八向地区3番と同様です。対価について双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区5番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区5番につきまして、5月17日に調査確認しました。受人が個人経営から法人化したのを境に使用貸借をすることになりました。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区6番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区6番につきまして、5月17日に調査確認しました。八向地区5番と同様です。宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区7番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区7番につきまして、5月17日に調査確認しました。八向地区5番と同様です。宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区8番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区8番につきまして、5月17日に調査確認しました。八向地区5番と同様です。宜しく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第37号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第38号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。ここで12番齋藤謙二委員が関係委員となっておりますので農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

(齋藤謙二 委員 退席)

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2件、萩野地区1件、計3件ございます。

(議案書を基に内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区1番につきまして、申請代理人に5月18日、受人に5月19日に調査確認しました。土地の共有名義人が破産したため所有の畑を共有名義人の財産管理人が移転先を探していました。隣接の受人が駐車場として欲しいということで、今回双方合意のもと話がまとまりました。なお所有権の移転には山形家庭裁判所の売却許可もあり、適切と判断しましたのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○10番

新庄地区2番につきまして、5月20日に調査確認しました。以前から相談のあった案件です。渡人と受人は知人関係であり、受人が新庄に住宅を建てたいという話をしたところ、今回の転用となりました。この農地は数年作付けしておらず、近隣にも住宅があります。隣人に話を聞いたところ日照・排水の面でも問題がないという回答を得ております。問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区1番につきまして、5月19日に調査確認しました。渡人と受人は現在同居をしていますが、受人が道路向いのこの土地に住宅を建てて住むという話になっています。同一世帯間での話であり問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします、議案第38号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第38号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

(齋藤謙二 委員 入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開します。

○議長

次に日程第4、議案第39号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第39号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区1件、稲舟地区1件、計2件意見照会がありました。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区1番につきまして、5月20日に調査確認しました。申請地周辺は耕作されていない畑が広がっている所です。農用地等に影響は少なく問題ないと判断しましたのでよろしく申し上げます。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区1番につきまして、5月19日に調査確認しました。議案書のとおりで問題ないと判断しましたのでよろしく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします、議案第39号農業振興地域整備計画の変更については、適当であると回答することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第39号農業振興地域整備計画の変更については、適当であると回答することに決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第40号農用地利用集積計画についてを上程します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第40号農用地利用集積計画について、賃借権の再設定が新庄地区1件、八向地区1件、計2件。賃借権の移転につきまして萩野地区1件、八向地区4件、計5件となっております。
ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権再設定2件、賃借権移転5件、計7件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします、議案第40号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第40号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第6、議案第41号農用地利用集積等促進計画（移転）の要請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第41号農用地利用集積等促進計画（移転）の要請について、新庄地区1件ございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権移転1件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします、議案第41号農用地利用集積等促進計画（移転）の要請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第41号農用地利用集積等促進計画（移転）の要請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第7、報告第28号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第28号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区2件、稲舟地

区3件、萩野地区3件、八向地区2件、計10件ございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

よろしく願いいたします。

○議長

ただいまの報告第28号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第28号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第29号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第29号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区3件、萩野地区2件、八向地区1件、計6件でございます。いずれの案件も届け出に基づき受領・確認いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長

ただいまの報告第29号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第29号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第30号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第30号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、新庄地区1件、萩野地区1件、計2件ございます。議案書のとおりですのでよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第30号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第30号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第12回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和6年5月27日

新庄市農業委員会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員